

大分県報

令和八年
号外（三一）
三月三十一日

（火曜日）

目次

人事委員会規則

大分県人事委員会事務局組織規則の一部改正……………
管理職員等の範囲を定める規則の一部改正……………
職員等の退職管理に関する規則の一部改正……………
人事委員会訓令
大分県人事委員会事務局処務規程の一部改正……………

○人事委員会規則

大分県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和八年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 和田久 継

大分県人事委員会規則第十四号

大分県人事委員会事務局組織規則（昭和三十五年大分県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
第二条中「試験・審査班及び任用給与班」を「採用企画班及び任用給与・審査班」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 和田久 継

令和八年三月三十一日

大分県人事委員会規則第十五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年大分県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事部局の部の本庁の項中「組織管理班主幹」を「組織管理班課長補佐」に改め、「環境政策課参事」を削り、同表の教育委員会の部の本庁の項中「理事」を削り、「総務企画監」の下に「教育改革推進監」を加え、「財務企画監、健康対策・管理監」を「参事・課長補佐・主幹・副主幹（人事、給与又は服務に関する班の総括である参事・課長補佐・主幹・副主幹に限る。）」に、「総務班」を「総務・広報班」に、「改革企画班主幹・主査・主任」を「企画管理班課長補佐・主査（教育委員会の職員の給与等に係る予算編成を担当する主査に限る。）」に改め、「法務班主幹」の下に「改革企画・グローバル推進班主幹・主査・主任」を加え、「教育財務課企画・予算班主幹・主査（教育委員会の職員の給与等に係る予算編成を担当する主査に限る。）」、福利課管理予算班課長補佐、学校安全・安心支援課安全・安心企画班主幹、義務教育課管理予算班主幹、特別支援教育課企画・管理班主幹、高校教育課管理予算班主幹、社会教育課管理予算班主幹、人権教育・部落差別解消推進課管理予算班副主幹、文化課教育文化班主幹」を削る。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

職員等の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 和田久 継

大分県人事委員会規則第十六号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年大分県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二号イ中「交通政策局」の下に「こども政策局」を加える。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

○人事委員会訓令

大分県報号外（人事委規則・人事委訓令）

大分県人事委員会訓令第一号

大分県人事委員会事務局処務規程（昭和四十四年大分県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 和田久 継

第十一条第二項中「職員が作成した電磁的記録について行う職に係る」を削り、「大分県電子署名規程（平成十五年大分県訓令甲第二十三号）」を「大分県電子署名規程（令和七年大分県訓令甲第二十二号）」に改め、同項後段中「職に係る」を削り、「職証明カード管守者」を「電子署名記録媒体等（電子署名記録媒体及び電子署名システムの利用に係るID、パスワード等をいう。）の管理責任者」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。